

指導行政のポイント

“中教審報告”とNPO法

菱村 幸彦

さる4月19日、中央教育審議会から「青少年の奉仕活動・体験活動の推進方策」に関する中間報告が公表された。

奉仕活動のあり方を示す

中間報告は、奉仕活動・体験活動が個人や社会にとってどのような意味を持ち、社会においてなぜ推進する必要があるのか、奉仕活動・体験活動の範囲をどのようにとらえるのか、などについて整理し、そのうえで初等中等教育段階までの青少年、18歳以降の青年や勤労者等の個人の奉仕活動・体験活動の奨励・支援のための方策、奉仕活動・体験活動を社会全体で推進していくための仕組みのあり方などについてまとめている。

全文7万字におよぶ大部な文書であるから、本紙の限られたスペースでは、とうていその内容を紹介することはできないが(全文は文部科学省HP「新着情報」欄に掲載)、ここでは一つだけ、中間報告が引用する「特定非営利活動促進法」について取り上げておこう。中間報告は「『新たな公共』を支える奉仕活動の例」として、次の諸活動を挙げている。

- 保健、医療、福祉の増進を図る活動
- 社会教育の推進を図る活動
- まちづくりの推進を図る活動
- 文化、芸術、スポーツの振興を図る活動
- 環境の保全を図る活動
- 災害救援活動
- 地域安全活動
- 人権の擁護、平和の推進を図る活動
- 国際協力の活動
- 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- 子どもの健全育成を図る活動
- 前各号に掲げる活動を行う団体の運営または活

動に関する連絡、助言、援助の活動

これらの諸活動は、いずれも特定非営利活動促進法がNPOの要件として定めるものである。

特定非営利活動促進法は、通称「NPO法」と呼ばれている。NPO法は、NPOの活動を支援する方策として、平成10年3月19日に制定された法律である。NPOとは、Non-Profit Organization(非営利組織)の略称で、ボランティア活動をはじめとする営利を目的としない市民の主体的な社会貢献活動を行う組織をいう。

NPO法はどんな法律か

NPO法によって、これまで任意団体だった民間組織に「特定非営利活動法人」という法人格を取得する道が開かれた。法人格を取得すると、法人名義で事務所の賃貸契約、銀行口座の開設、土地・建物の所有等ができるので、社会的な信用も増すわけだ。

特定非営利活動法人となるためには、事務所が所在する都道府県知事に申請し、認証を受ける必要がある。NPO法は、特定非営利活動法人の要件として、上掲12の活動を列挙し、これらの諸活動が宗教活動や政治活動を主たる目的とするものでないことなどの条件を定めている。

特定非営利活動法人は、活動に必要な資金や運営費に充てるために、収益を目的とする事業を行うことができる。収益事業は課税の対象となるが、税法上一定の優遇措置がある。ちなみに外務省騒動で問題となったNGO(Non Governmental Organization)は、国際協力活動を行うNPOでもある。

(ひしむら・ゆきひこ=公立学校共済組合理事長)

...本紙は、購読料不要です。本紙不要・宛先変更等の場合は、宛先、旧FAX番号、新FAX番号をご明記のうえ、フリーダイヤル0120 462 488でご連絡ください。

好評発売中！ 10年間の審議会重要答申・統計資料・新法令・通知通達等を整理収録！教育開発研究所・刊

30周年記念増刊『教職研修‘02情報版』菱村幸彦監修

各学校・教委に1冊常備の資料大全 【資料CD ROM】添付 4月増刊・B5判300頁・定価2,730円

研修誌・図書の小社への直接のお申し込みは、無料FAX 0120-462-488をご利用ください(24時間受付・即日発送)